平成２８年（フ）第３３号
釧路市豊川町８番18号
債務者　竹内　勝子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１０号
千葉県銚子市春日町2150番地　三崎団地Ｂ－10号、住民票上の住所千葉県銚子市春日町2997番地の３
債務者　田谷　幸一
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１８号
千葉県東金市道庭461番地１
債務者　内山　定雄
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１８号
岐阜県土岐市泉町大富218番地の15　ハイツ栄　Ａ－103号
債務者　佐竹　一郎
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第４９号
静岡県駿東郡清水町徳倉1896番地の11　ヴェルデュール203
債務者　敦澤　智紀
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５７号
静岡県駿東郡清水町徳倉1605番地の１　第３エステート石井105号、申立時の住所静岡県三島市松本50番地の２　パステルビレッジＳ－７
債務者　芹澤　典子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４２号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地12棟104号
債務者　清水　香織
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９８号
大阪府河内長野市野作町10番37号
債務者　岡本　由美
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
大阪府藤井寺市小山１丁目15番17―202号
債務者　梅原　弘一
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
大阪府藤井寺市小山１丁目15番17―202号
債務者　梅原　照胡
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１５４号
堺市堺区南三国ヶ丘町３丁４番23号　シャトー三丘505号
債務者　松本惠美子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
北海道室蘭市絵鞆町２丁目14番17号　グランド・ヒルズ、前住所札幌市東区北37条東16丁目１番10―202号
債務者　関口　あい（旧姓河本）
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第４号
山形県鶴岡市加茂字加茂302番地、住民票上の住所山形県東田川郡三川町大字横山字城下259番地３
債務者　佐藤　広希
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第６号
山形県鶴岡市羽黒町仙道字大桜93番地６
債務者　山口　申子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第６６号
愛知県一宮市東加賀野井字江西95番地２
債務者　池田真裕子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１３号
福岡県みやま市瀬高町下庄770番地３　ピースフルＨＡＮＡ102号　（住民票上の住所）
福岡県みやま市瀬高町下庄770番地３　ＭＯＲＩアパート102号
債務者　河内　和規
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係